

飲食店などの対面サービスを
提供する事業者の皆様へ

飲食事業者等 感染防止対策補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者の皆さまが、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援します。

申請の手引

「飲食事業者等感染防止対策補助金」の不正受給は犯罪です。

2021年11月26日版
飲食事業者等
感染防止対策補助金事務局



※本事業は、北海道の補助事業により「飲食事業者等感染防止対策支援事業費補助金」実施コンソーシアムが事務局となり、実施するものです。

北海道内の中小企業者の皆さまへ 感染防止対策を支援します！

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、店舗を有し対面でサービスを提供する事業者の皆さまが、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援します。

補助金額

補助上限額：75,000円

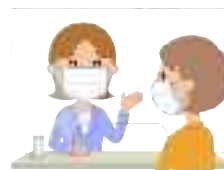
補助率：3/4以内



※補助対象の金額は税抜、補助金額は千円未満切り捨て
※申請は1事業者につき1回限り

申請受付

■ eラーニング受講期間 ※紙冊子での受講も可能です。



【第1回目】2021年7月30日(金)～ 8月31日(火)
【第2回目】2021年9月 1日(水)～ 12月17日(金)

※ご注意ください！

- ・補助金の申請にはeラーニング・理解度チェックを受講し、修了証を取得いただく必要があります。(紙での受講を希望される方は、コールセンターまでご連絡ください。)
- ・受講期間中であっても予定数に達した時点で受講を締切ります。(受講状況は事務局ホームページでお知らせします。)

申請受付期間

2021年7月30日(金)～ 12月24日(金) ※消印有効

※ご注意ください！

- ・eラーニングの受講修了証をお持ちでない方の申請は受理できません。
- ・事前にeラーニングを受講し、受講修了証の発行を受けてください。

補助対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する道内の中小企業者(道内に本社・本店を有する中小法人、道内に住所を有する個人事業者)で道内に店舗を有し、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者

※士業、不動産業等、事務所の商談スペースや受付も対象です。

(例)飲食店、小売店、学習塾、エステサロン、スポーツジム、キッチンカー等



対象経費

令和3年6月18日(金)から申請日までの間に購入、設置、支払が完了した備品

具 体 例	①飛沫感染予防対策	アクリル板、防護スクリーン ※アクリル板の自作、ビニールカーテンは対象外
	②接触感染予防対策	非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、非接触オーダーシステム、自動水栓
	③換気による感染予防対策	空気清浄機(※)、サーキュレーター、扇風機(※)、換気扇、CO2センサー(※)、換気機能付エアコン(※換気機能付きかつ給気式を備えているもの)、加湿器(※)、網戸(張り替えも対象)※性能等の基準又は条件あり
	④その他	上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象

申請要件

- ①業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること。
- ②事務局の制作したeラーニング(紙冊子での受講も可能)を事前に受講し、感染防止対策に係る計画を策定すること。
- ③事務局が行う現地確認調査に応じること。
- ④補助対象として申請した備品等に関して、国、市町村等が実施する他の補助金等を申請・受給していないこと。
- ⑤飲食事業者においては、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

申請方法等



- ①事務局ホームページ又はQRコードからeラーニングを受講し、修了証を受領
- ②申請書の様式を用いて感染防止対策に係る計画を策定
- ③申請書を郵送(簡易書留等)にて送付

eラーニング
QRコード



〒060-8791 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局
(※住所の記載は不要)

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の追跡かつ配達時に受取確認ができるもので郵送してください。

※郵便料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

※申請書類等は以下の事務局ホームページよりダウンロードすることが可能です。 <https://elearning.hokkaido.jp/>

【お問合せ先】 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局

011-330-8299(コールセンター)

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ

※本事業は、北海道の補助事業により「飲食事業者等感染防止対策支援事業費補助金」実施コンソーシアムが事務局となり、実施するものです。

【目次】

1. 対象事業者等	P 1
2. 補助内容	P 2
3. 補助対象となる備品の基準等	P 3
4. 受付期間等	P 4
5. 申請の流れ	P 5
6. eラーニング 受講から修了までの流れ	P 6～7
7. 申請書類一覧	P 8
8. 添付書類等	P 9～25

問い合わせ

011-330-8299（コールセンター）

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで
（令和3年11月30日（火）まで ※平日のみ）

飲食事業者等感染防止対策補助金 事務局
ホームページ <https://elearning.hokkaido.jp/>

対象事業者等

対象事業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する道内の中小企業者(道内に本社・本店を有する中小法人、道内に住所を有する個人事業者)で道内に店舗を有し、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者

(例)飲食店、キッチンカー、小売店、学習塾、エステサロン、スポーツジム等

※対面サービスを提供する事業者の定義

店舗を有し、主たる業務を不特定多数の人との接触を要する事業者

※店舗の考え方

士業や卸売業などは、主たる業務が事務所や出先等で行われていることから対象外となりますが、**対面サービスを提供する商談の場等については対象となります。**

なお、学習塾、ピアノ教室、ネイルサロンなどの事業を行う場所(個人宅含む)やタクシー、キッチンカーなどは、事業者が自ら管理する場所でサービスを提供することから店舗とみなし、対象とします。

業種	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下

申請要件

- ①業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること。
- ②事務局の制作したeラーニング(紙冊子での受講も可能)を事前に受講し、感染防止対策に係る計画を策定すること。
- ③事務局が行う現地確認調査に応じること。
- ④補助対象として申請した備品等に関して、国、市町村等が実施する他の補助金等を申請・受給していないこと。
- ⑤飲食事業者においては、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

対象とならない者

- ①中小企業基本法第2条に該当しない法人(NPO法人、学校法人等)
- ②風営法第2条第5項(性風俗関連特殊営業)及び同条第13項第2号(店舗型性風俗特殊営業)
- ③暴力団関係事業者
- ④旅館業法の許可を受けた宿泊事業者
※北海道の実施する「宿泊事業者感染防止対策等支援事業」のご活用をご検討ください。
- ⑤その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

補助対象経費

令和3年6月18日から申請日までの間に購入・設置・支払が完了している備品

①飛沫感染予防対策

アクリル板、防護スクリーン

※アクリル板の自作、ビニールカーテンは対象外

②接触感染予防対策

非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー、
足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、
非接触オーダーシステム、自動水栓

③換気による感染予防対策

空気清浄機(※)、サーキュレーター、換気扇、CO2センサー(※)、

網戸(張り替えも対象)、換気機能付エアコン(※)、加湿器(※)

扇風機(※)

※性能等の基準又は条件有(P3参照)

④その他、上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象となります。

※対象備品の仕様等はP3参照

※消耗品は対象外となります

補助金額

対象備品の購入に要した金額の3/4以内(上限75,000円)

※補助対象の金額は税抜、補助金額は千円未満切り捨て

※1事業者につき1回限り

■注意

補助金の対象となった備品を転売することはできません。

転売を行ったことが判明した場合は、補助金を全額返還していただくとともに、違約金及び返還に要する費用を支払っていただき、事務局のホームページ等にて事業者名等を公表します。

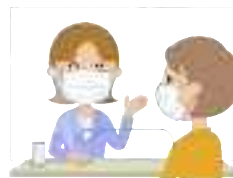
対象となる備品の基準等

■アクリル板、防護スクリーン

対面(着席時等)において、目の上の高さがあり、下部に開口を設ける場合は最低限の大きさとする。こと。

※アクリルの自作、ビニールカーテンは対象外

■非接触体温計、赤外線センサー仕様



■非接触ソープディスペンサー、非接触消毒液ディスペンサー センサー式で手を触れることなく石鹸又は消毒液が出せるもの

■足踏み式消毒液スタンド

ペダル式で消毒液が出せるもの



■非接触オーダーシステム

個々のスマートフォン端末によりオーダーできるもの

(システムを構成する専用プリンター、管理ソフト、管理用タブレットなど)



■空気清浄機(※仕様書又はカタログ等性能がわかるもの 必須)

HEPAフィルター、ULPAフィルターいずれかを使用しており、風量が毎分5m³程度以上であること

※その他のフィルターについては、0.3μmの粒子を99.97%以上補足できる機能があれば対象となります。



■自動水栓

センサー式で手を触れることなく水またはお湯がでるもの

※利用客等、不特定多数の利用する場所のみ対象



■サーキュレーター、換気扇、扇風機

利用客等、不特定多数の人が利用する箇所のみ対象(店舗内等の換気対策)

※従業員のみが使用する場所等の換気扇は対象外

※換気扇の交換も対象、施工前後が分かる写真が必要

※扇風機については、感染防止対策計画書及び備品配置図にて、換気するために使用することがわかること

■換気機能付エアコン

給気換気ができるもの



■加湿器

室内の乾燥を防ぎ、湿度を適正に保つことができるもの

※空間除菌等、加湿以外を目的とした機器は対象外です。



■CO2センサー

空気中の二酸化炭素の濃度を自動計測できるもの

※ただし、タブレット、液晶型で汎用性のあるものは対象外

【参考:厚生労働省ホームページより】

「測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度(415ppm~450ppm程度)に近いことを確認してください。」

■網戸

利用客等、不特定多数の人が利用する箇所のみ対象(店舗内等の換気対策)

※店内入口または客席、トイレ等

※張り替えも可、施工の前後が分かる写真が必要

※上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象となります

※消耗品は対象外となります

受付期間等

受付期間等

■eラーニング受講期間 ※紙冊子での受講も可能です。

(第1回目) 2021年7月30日(金)～8月31日(火)

(第2回目) 2021年9月1日(水)～12月17日(金)

※eラーニング・理解度チェックを受講し、修了証を取得していただく必要があります。

(受付状況についてはホームページでお知らせ致します。)

■受付期間

2021年7月30日(金)～12月24日(金) 当日消印有効

※eラーニングの受講修了証をお持ちでない方の申請は受理できません。

※事前にeラーニングを受講し、受講修了証の発行を受けて下さい。

申請方法等

・事前に事務局ホームページよりeラーニングを受講し、受講修了証の発行を受けてください。 ※P5参照

※スマートフォンをお持ちでない方など、eラーニングを受講できない方は、コールセンターまでご連絡ください。

(011-330-8299 午前8時45分～午後5時30分 ※平日のみ)

・申請は複数店舗が有る場合でも、事業者単位で行ってください。

郵送先

〒060-8791 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局

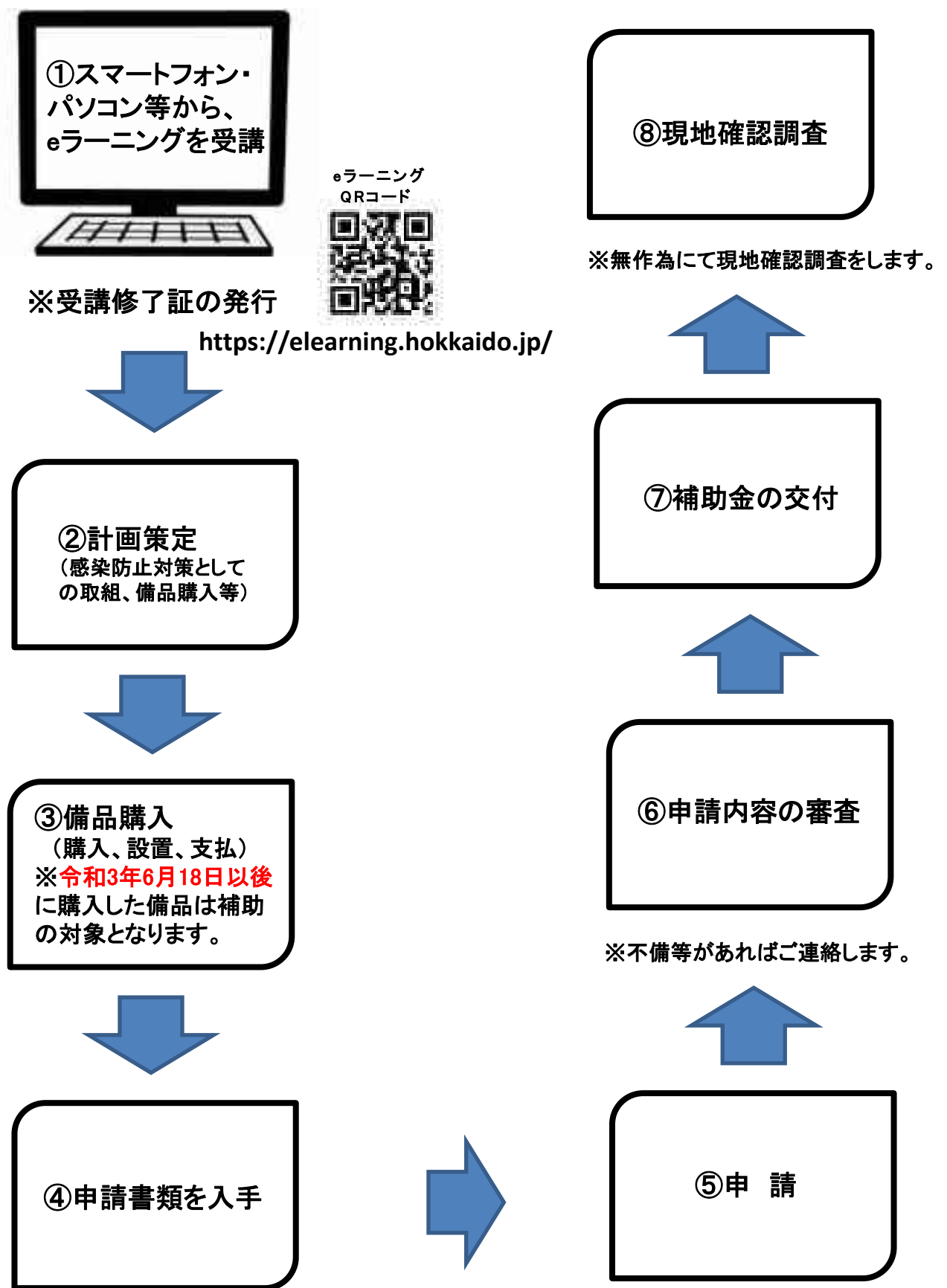
(※住所の記載不要)

・簡易書留や一般書留、レターパックプラス(ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもので郵送してください。

・料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

※申請書類等は以下の事務局ホームページよりダウンロードすることが可能です。 <https://elearning.hokkaido.jp/>

申請の流れ

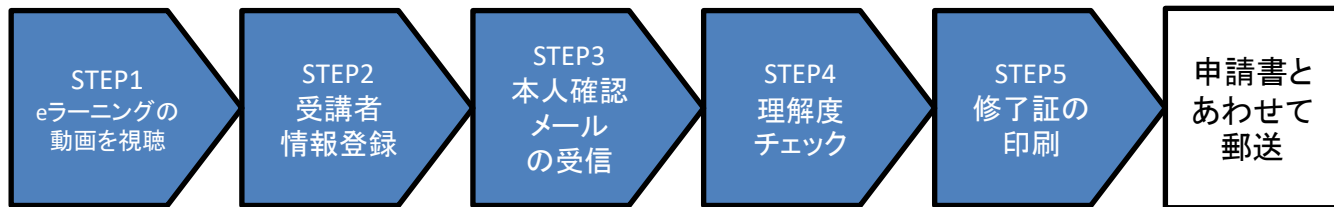


※事務局ホームページ、振興局
や道内の各市町村で入手

<https://elearning.hokkaido.jp/>

eラーニング 受講から修了までの流れ

【eラーニング受講から修了までの流れ】



STEP1

eラーニングの動画を視聴

スマートフォンまたはパソコンからeラーニング特設WEBサイトにアクセスしサイトTOPページに設置しているeラーニング用の動画をご覧ください。動画の中では感染対策の基本を学ぶことができます。

eラーニング
QRコード

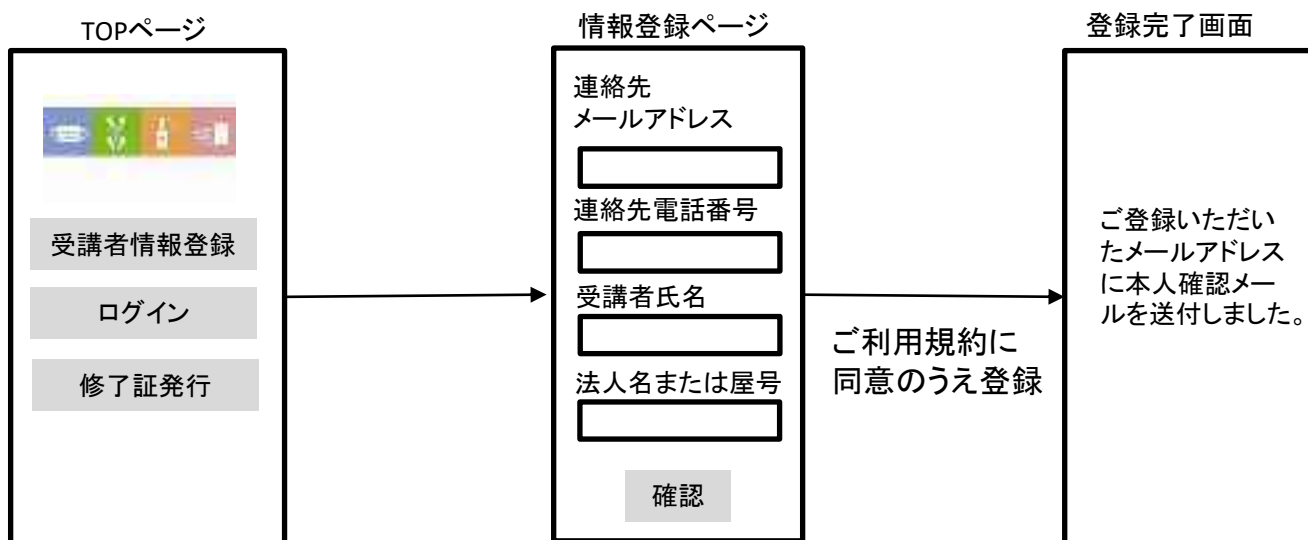


<https://elearning.hokkaido.jp/>

STEP2

受講者情報登録

理解度チェックのためには受講者情報の登録が必要です。サイト内の「受講者情報登録ボタンをクリックし下記情報をご登録ください。登録後確認メールを送付いたします。



STEP3

本人確認メールの受信

ご登録いただいたメールアドレス宛に、本人確認メールをお送りします。メールに記載されているURLをクリックし、登録を完了させてください。

送信元: 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局

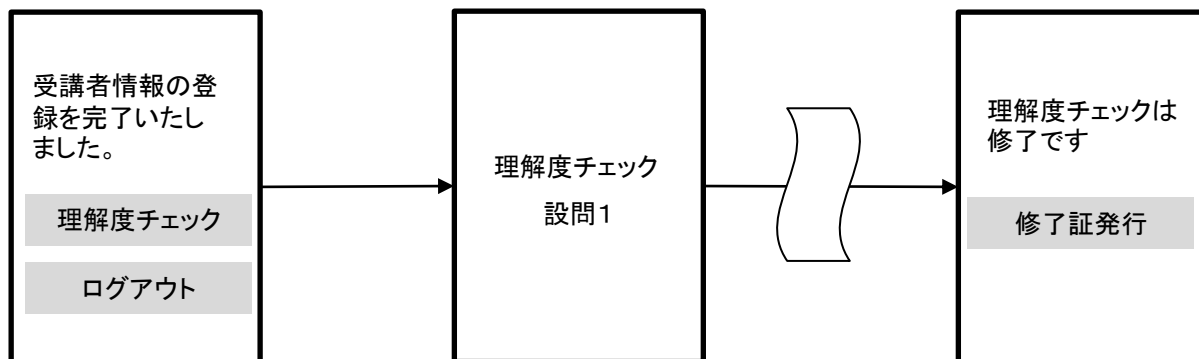
送信元アドレス: noreply@elearning.hokkaido.jp

件名: 【コロナ対策eラーニング】ご本人さま確認メール

※本人確認メールが届いていない場合は、メール受信設定の確認や、迷惑メールフォルダのご確認をお願いいたします。

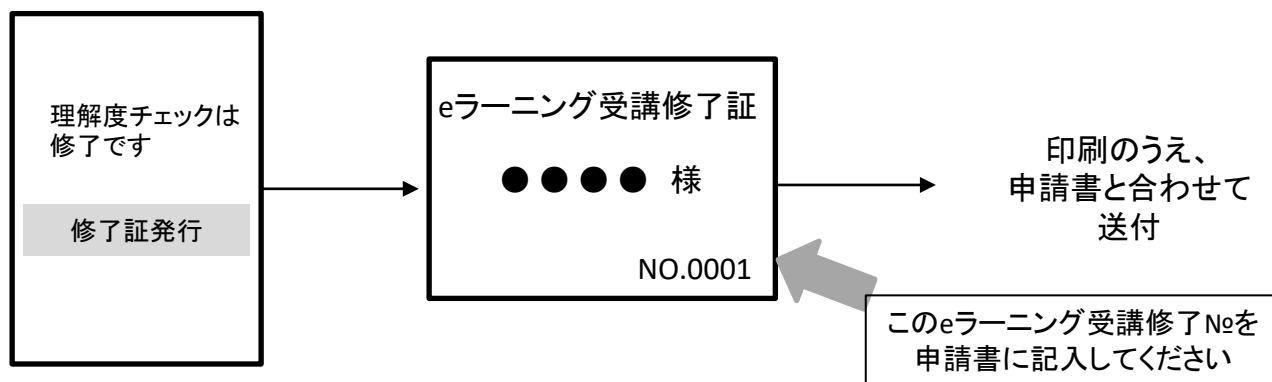
STEP4 理解度チェック

メールに記載のURLにアクセスし画面内の「理解度チェック」ボタンをクリック。表示される設問に回答してください。※メールのURLをクリック後3時間以内に理解度チェックを修了させてください。時間内に修了できなかった場合は、STEP2で登録したメールアドレスと電話番号で改めてログインし、理解度チェックを受け直してください。



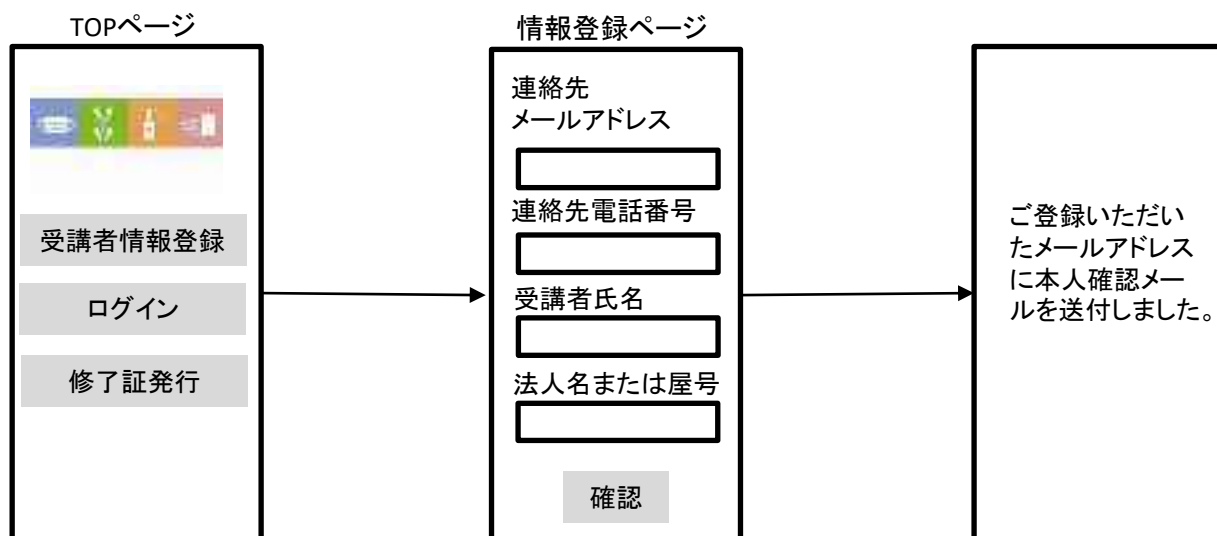
STEP5 修了証の印刷

すべての設問に正解した場合、画面に修了証発行ボタンが表示されます。



※修了証を再発行する場合

TOPページから修了証発行ボタンをクリック。登録したメールアドレスと電話番号でログインすると本人確認メールが届きます。メールに記載のURLをクリックし、修了証を再発行してください。



申請書類一覧

	中小法人	個人事業者
①飲食事業者等感染防止対策補助金申請書 兼実績報告書（様式1）	○	○
②誓約書（様式2）	○	○
③感染防止対策計画書（様式3）	○	○
④購入した備品の領収書・レシートの写し 添付台紙（様式4） ※領収書等の写しを添付 ※商品明細等が記載されていない場合は別 途納品書必要	○	○
⑤購入した備品の写真 ※配置等状況が分かる写真	○	○
⑥購入した備品のカタログ又は仕様等のわ かるもの ※空気清浄機のみ	○	○
⑦備品配置図（様式5） ※設置した施設毎に作成	○	○
⑧直近の確定申告書の写し ※收受印が押印されている ※e-Taxの場合には受付日時の印字されて いること又は「受信通知（メール詳細）」 が別途必要となります。	・確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書の 写し	・確定申告書第一表の写し
⑨飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証 ※飲食店、喫茶店事業者のみ	○	○
⑩履歴事項全部証明書 ※中小法人のみ	○	—
⑪本人確認書類 ※個人事業者のみ	—	○
⑫振込先口座の通帳写し ※表紙および見開きページ	○	○

① 申請書兼実績報告書の記載例

様式1

実績報告

【購入した備品を設置した施設】

施設・店舗名①	施設・店舗名	北店
	住所	札幌市中央区北●条東●丁目5
施設・店舗名②	施設・店舗名	
	住所	
施設・店舗名③	施設・店舗名	
	住所	
施設・店舗名④	施設・店舗名	
	住所	
施設・店舗名⑤	施設・店舗名	
	住所	

【購入した備品内訳】

申請内容	購入した品目の内訳	6月10日以降 の購入が 対象	品名・数量	購入額 (税抜)
		①	非接触体温計 3台	60,000 円
		②		円
		③		円
		④		円
		⑤		円
		⑥		円
		⑦		円
		⑧		円
		⑨		円
		⑩		円
合計金額 (税抜)			60,000 円	
申請額 (合計金額3/4以内) 上限額75,000円 ※千円未満切り捨て			45,000 円	

日本標準産業分類コード表

申請書に記入する業種については、下記分類コード表を参照し、該当するコードを記入してください。

大分類	中分類	大分類	中分類
A 農業, 林業	010 農業	I 卸売業, 小売業	500 各種商品卸売業
	020 林業		510 繊維・衣服等卸売業
B 漁業	030 漁業（水産養殖業を除く）		520 飲食料品卸売業
	040 水産養殖業		530 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	050 鉱業, 採石業, 砂利採取業		540 機械器具卸売業
D 建設業	060 総合工事業		550 その他の卸売業
	070 職別工事業（設備工事業を除く）		560 各種商品小売業
	080 設備工事業		570 織物・衣服・身の回り品小売業
E 製造業	090 食料品製造業		580 飲食料品小売業
	100 飲料・たばこ・飼料製造業		590 機械器具小売業
	110 繊維工業		600 その他の小売業
	120 木材・木製品製造業（家具を除く）		610 無店舗小売業
	130 家具・装備品製造業		620 銀行業
	140 パルプ・紙・紙加工品製造業		630 協同組織金融業
	150 印刷・同関連業		640 貸金業, クレジットカード等非預金信用機関
	160 化学工業		650 金融商品取引業, 商品先物取引業
	170 石油製品・石炭製品製造業		660 補助的金融業等
	180 プラスチック製品製造業		670 保険業（保険媒介代理業, 保険サービス業を含む）
	190 ゴム製品製造業		680 不動産取引業
	200 なめし革・同製品・毛皮製造業		690 不動産賃貸業・管理業
	210 窯業・土石製品製造業	700 物品賃貸業	
	220 鉄鋼業	710 学術・開発研究機関	
	230 非鉄金属製造業	720 専門サービス業（他に分類されないもの）	
	240 金属製品製造業	730 広告業	
	250 はん用機械器具製造業	740 技術サービス業（他に分類されないもの）	
260 生産用機械器具製造業	750 宿泊業		
270 業務用機械器具製造業	760 飲食店		
280 電子部品・デバイス・電子回路製造業	770 持ち帰り・配達飲食サービス業		
290 電気機械器具製造業	780 洗濯・理容・美容・浴場業		
300 情報通信機械器具製造業	790 その他の生活関連サービス業		
310 輸送用機械器具製造業	800 娯楽業		
320 その他の製造業	810 学校教育		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	330 電気業	820 その他の教育, 学習支援業	
	340 ガス業	830 医療業	
	350 熱供給業	840 保健衛生	
	360 水道業	850 社会保険・社会福祉・介護事業	
G 情報通信業	370 通信業	860 郵便局	
	380 放送業	870 協同組合（他に分類されないもの）	
	390 情報サービス業	880 廃棄物処理業	
	400 インターネット附随サービス業	890 自動車整備業	
	410 映像・音声・文字情報制作業	900 機械等修理業	
H 運輸業, 郵便業	420 鉄道業	R サービス業 （他に分類されないもの）	910 職業紹介・労働者派遣業
	430 道路旅客運送業		920 その他の事業サービス業
	440 道路貨物運送業		930 政治・経済・文化団体
	450 水運業		940 宗教
	460 航空運輸業		950 その他のサービス業
	470 倉庫業		960 外国公務
	480 運輸に附帯するサービス業		970 国家公務
	490 郵便業（信書便事業を含む）		980 地方公務
		S 公務 （他に分類されるものを除く）	990 分類不能の産業
		T 分類不能の産業	000 分類不能の産業

③ 感染防止対策計画書

物品の購入等により感染防止対策として期待する効果に必ず✓をつけ、具体的な設置方法等について記載をしてください。

様式3

感染防止対策計画書

申請事業者名	北海商事株式会社
--------	----------

物品等の購入により感染防止対策として期待する効果に✓をつけ、具体的な設置方法等について記載をしてください。（複数回答可）

- 飛沫遮断 対人接触の低減 空間空気の清浄化
 消毒の実施 三密の回避 健康状態の管理

- ・時間差での入店のお願いをし、密集が起こらないようにする。
- ・座席の間隔は1メートル以上とし、アクリル板を間に設置し、飛沫遮断対策を行う。
- ・座席と座席の間にパーティション設置している。
- ・入口に消毒用ディスペンサーを配置し、手指消毒のお願いをし、消毒の徹底を行う。
- ・非接触体温計を用い、発熱者等の入場を禁止する。
- ・店舗内の窓、ドア等を定期的に開放し、あわせてサーキュレーターを使用し、十分な換気を行う。
- ・業務開始前に非接触体温計等を用い、従業員の体調管理を行う。

④ 購入した備品の領収書・レシートの写し添付台紙

- ・納品日、支払日、品名、金額(税抜)等 商品内訳がわかるものを添付してください
- ・領収書等で商品内訳等が記載されていない場合は、別途納品書の写しを提出してください。
- ・支払いに関して、法人の場合、従業員、その他個人名義又は個人口座から振込等を行った経費は対象外です。
- ・クレジットカードによる支払いの場合、法人カード、もしくは個人カードの場合は代表者のクレジットカードに限り対象となります。

購入した備品の領収書・レシートの写し添付台紙

申請事業番号 ●●●●●●●●

領収書・レシート等の写し添付

※領収書・レシート等の写しを添付してください。
 ※領収書・レシート等は、納品日・支払日・品名・金額(税抜)等商品内訳がわかるものを添付してください。
 ※領収書やクレジットカード明細等に商品内訳等が記載されていない場合は、別途納品書の写しを提出してください。

添付欄

●●ホームセンター ●●店
 2021年6月30日
 株式会社 ●●● 様
 ￥ 66,000
 上記正に領収しました。
 内訳
 非接触体温計 3台 60,000
 小計 60,000
 外税 6,000
 合計 66,000

対象となる品名・金額にマーカー等により印をつけてください。

●●ホームセンター ●●店
 2021年6月30日
 株式会社 ●●● 様
 ￥ 66,000(内税)
 上記正に領収しました。
 内訳
 非接触体温計 3台 66,000
 (内税 6,000)
(税抜 ￥60,000)

税込みの金額しか記載がない場合は、税抜きの金額を朱書きで記載してください。

押印があるもの

領収書
 株式会社 ●●● 様
 2021年6月30日
 ￥66,000
 (うち消費税 ￥6,000)
 上記印額正に領収いたしました
(税抜 ￥60,000) ●●ホームセンター●●店

納品書
 株式会社 ●●● 様
 2021年6月20日
 ●●ホームセンター ●●店

商品名	数量	単価	金額
非接触体温計	3	20,000	60,000
小計			60,000
消費税			6,000
合計			66,000

領収書のみでは購入内訳が不明な場合は、納品書等の品目が分かるものを添付してください。

⑤ 購入した備品の写真

購入した備品、設置箇所がわかるように撮影してください。

写真撮影(例)



備品配置図と比較できるように撮影してください



⑥ 購入した備品のカタログ又は仕様等のわかるもの

空気清浄機を対象経費として申請する場合、提出をしてください。

HEPAフィルター、ULPAフィルターのいずれかを使用しており、風量が毎分5m³程度以上であること

※その他のフィルターについては、0.3μmの粒子を99.97%以上補足できる機能があれば対象となります。

※製品の仕様等がわかるものを添付

型名	AA-A〇〇〇		
風量モード	強	中	弱
風量 (m ³ /分)	8.5	5.0	1.5
消費電力 (W)	85	30	5.0
適用床面積	約37m ² (約22畳)		
フィルター	HEPAフィルター		
外形寸法 (mm)	幅400×奥行300×高さ700		
...			

⇒風量モードのうちいずれかが5.0以上あれば対象。

⇒HEPA、ULPA、TPAフィルターは対象。それ以外のものは、メーカー等に性能を確認してください。

※一例ですので、以下を参考に製品カタログをご確認ください。

⑦ 備品配置図

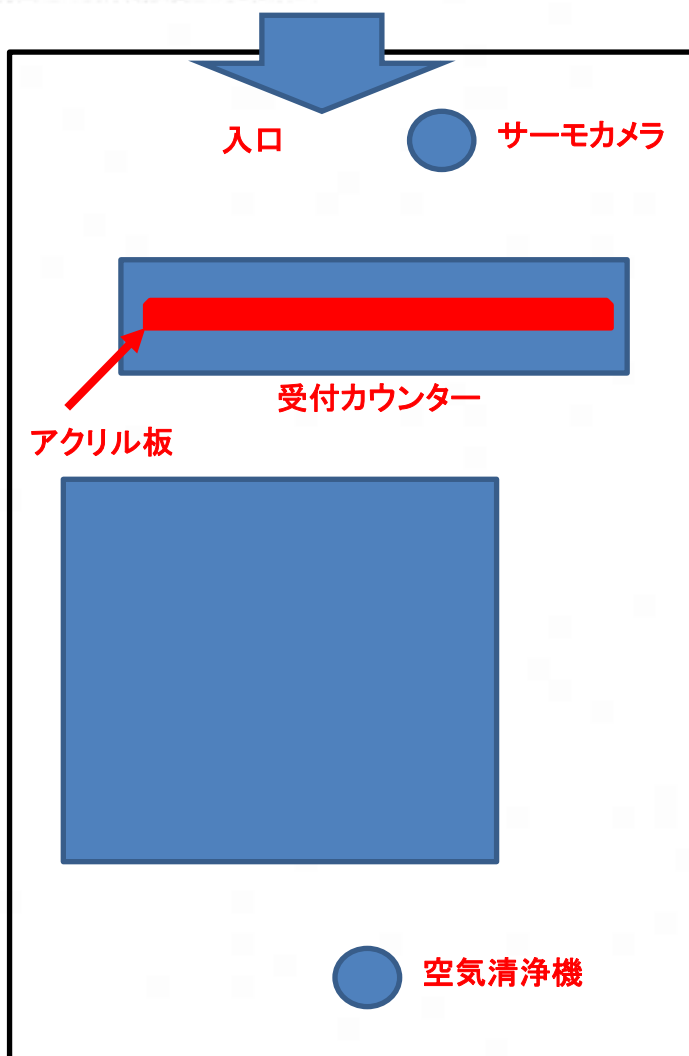
- ・備品を設置した施設毎に作成してください
- ・建物の平面図に設置した箇所を記入してください

様式5

備品配置図

申請事業者名	北海商事株式会社
店舗名	北店

※建物の平面図に備品を設置した箇所を記入してください。
※設置している施設毎に作成してください。



⑧ 直近の確定申告書（中小法人等の場合）

営業実態を確認するために、直近の確定申告書類等の控えが必要になります。

◆確定申告書別表一の控え

◆法人事業概況説明書（2枚）

※收受日付印（税理士のサイン/押印）が押されている必要があります。

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合は、次ページを参照してください。

【確定申告書別表一の控え】

【法人事業概況説明書の控え】

※收受印、もしくは税理士のサイン・押印があるもの

⑧ 直近の確定申告書（中小法人等の場合）

電子申告の場合は確定申告上部に申告日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。

受付日時: 2021年4月〇日

メール受信通知 サンプル

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示され、かつ申告等データが税務署に到達したことがわかるものを添付してください。

⑧ 直近の確定申告書（個人事業者の場合）

営業実態を確認するために、直近の確定申告書類等の控えが必要になります。

◆確定申告書第一表の控え

※ 收受日付印が押されている必要があります。

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合、次ページを参照してください。

※ 收受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合は、「納税証明書（その2）所得金額用」を付属書類としてご提出ください。

【確定申告書第一表の控え】

A screenshot of a Japanese tax return form (確定申告書第一表). The form is a grid with various sections for reporting income and taxes. A red arrow points from the bottom of the page to a stamp in the top-left corner of the form. The stamp is circular and contains the text '收受印' (Received Seal) and the date 'R03.04.01' (Revised 2003.04.01).

※ 收受印があるもの

⑨ 飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証

申請事業者が飲食店の場合のみ、飲食店(喫茶店)営業許可証の
コピーを提出してください。

※複数店舗設置の場合は、全ての設置店舗の営業許可証提出が必
要です。

営業許可証

申請事業者、もしくは代表者名で
あること

第三者の名称および事業者名で
取得されている場合は、別途関
係性が分かる書類の提出を求め
る場合があります。

札幌食許可(食) 第 ●● 号
業種別番号(飲食店) 第 ●● 号

営業者氏名 北海 太郎

1.この許可の有効期限は令和●年●月●日までとする。

2.営業所の所在地 ○○○○

3.営業所の名称等 ○○○

.....

平成●年●月●日申請のあった.....

.....

平成●年(20●●年)●月○日

申請日時点で有効期限を超過
していないもの

⑩ 履歴事項全部証明書（中小法人等のみ）

申請者の履歴事項全部証明書を提出してください。

・申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

※法務局発行の登記官印が押印されたものをご提出ください。（登記情報提供サービス等にて印刷した書面は認められませんのでご注意ください。）

履歴事項全部証明書

〇〇県〇〇市〇〇町 123-4
 株式会社〇〇
 会社法人等番号 1111-22-333333

商号	株式会社〇〇
本店	〇〇県〇〇市〇〇町 1-12-4
公告する方法	当会社の公告は、官報に記載して行う。
会社の成立の年月日	平成〇〇年〇月〇日
目的	1. 〇〇の卸し及び販売 2. 上記の附帯する一切の事業
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済み株式の総数 100株
資本金の額	金 100万円
株式の議決権に 関する規定	当会社の発行する株式はすべて議決権附株式とし、当会社の株式を譲渡するには、取締役の過半数の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役 田 中 次 郎
	取締役 田 中 次 郎
	〇〇県〇〇市〇〇町 1-1 代表取締役 田 中 次 郎
登記記録に関する 事項	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 〇〇年〇月〇日
 〇〇地方法務局〇〇支局
 登記官 ● ● ● ● ハンコ

登録番号 ア4444444 * 下線のあるものは注意事項であることを示す 1/1

⑪ 本人確認書類（個人事業者のみ）

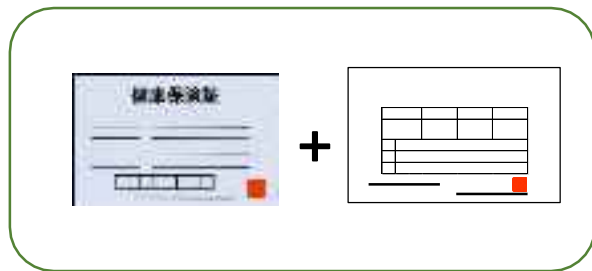
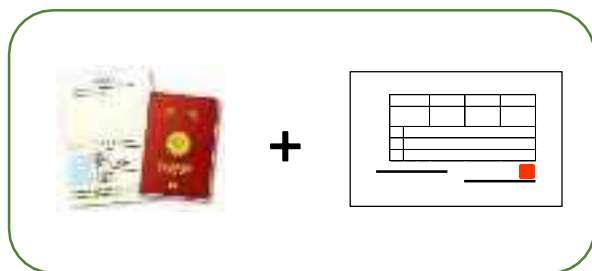
本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。

- ① 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- ② マイナンバーカード（オモテ面のみ）
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができます。

- ⑥ 住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方の写し
- ⑦ 住民票及び各種健康保険証の両方の写し



⑫ 振込先口座の写し

中小法人においては、法人名または代表者名義、個人事業者においては申請者本人名義の通帳の写しの提出が必要になります。

提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるよう、スキャンまたは撮影を行ってください。

※ 電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

通帳を開いた1・2ページ目

カブシキガイシャ〇〇〇〇 サマ

通帳限度額	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円		000	普通預金 1234567
	定期預金	円			定期預金

株式会社〇〇銀行 印
【銀行コード：4321】
口座店名 〇〇〇〇支店
TEL 03-0000-0000

電子通帳 画面コピー

口座番号

タロウ 様

金融機関				
店番号	900	支店番号	XXXXX	
種別番号	金融機関種別番号()		口座番号	XXXXXXXX

※()は省略

口座番号の記載は、必ずすべてを正確に入力してください。

！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人カナ表記が1つでも確認できない場合は、振込ができず、補助金の交付ができません！

